

「独立行政法人国立がん研究センター契約監視委員会」の審議概要について 抜粋

【問い合わせ先】

独立行政法人国立がん研究センター
監 査 室(契約監視委員会事務局)
電 話 03-3542-2511 (内線2147)

平成24年度第4回独立行政法人国立がん研究センター契約監視委員会が、平成25年3月1日（金）に国立がん研究センターにおいて開催されましたので、その審議概要についてお知らせいたします。

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、外部有識者及び監事で構成する「契約監視委員会」（平成23年3月25日設置）において、閣議決定3.(1)並びに閣議決定3.(2)にかかる契約について、点検、見直しの審議を行うこととした。

第4回 独立行政法人がん研究センターがん研究センター契約監視委員会（概要）

- 開催日及び場所 平成25年3月1日（金）国立がん研究センター第2会議室
- 出席者
 - ・ 委員(敬称略) 長崎 武彦（監 事 ※委員会委員長）
小野 高史（監 事）
林 哲治郎（株式会社ワイズテーブルコーポレーション取締役）
加藤 一郎（弁護士）
小林 広（監査室長 ※委員会事務局）
 - ・ 契約担当者 財務経理部長、財務経理課長、調達企画室長、調達第1班長、
調達第2班長、管財班長、研究費事務班長、経理室長
- 審議対象

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）における閣議決定3.(1)及び3.(2)

※ 閣議決定3.(1)とは、平成20年度に締結した競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約並びに平成20年度末時点で継続している19年度以前に締結された複数年契約で競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約をいう。

(今回は、平成20年度を平成24年度に、平成19年度を平成23年度にそれぞれ読み換えるものとする)

※ 閣議決定3.(2)とは、平成21年度末までに契約締結が予定されている前回競争性のない随意契約及び前回一者応札・応募となった調達案件並びに平成21年度末までに契約締結が予定されている新規調達案件をいう。

(今回は、平成21年度を平成24年度に、読み換えるものとする)

○ 審議概要

1) 平成24年度第3回契約監視委員会（12月17日）における指摘事項の確認

- ・患者必携を含むがんの情報の全国普及に関する支援業務
→23年度、24年度の契約内容の変更による費用の妥当性を確認。25年度予算成立までは執行できないのであれば、本予算成立後に執行することを契約書等に明記すること。
- ・シリンジポンプ 90 台の賃貸借
→機種、台数、契約期間の変更による費用の妥当性を確認。東病院は購入で行っているが、今後は更新時に中央と合わせたリースとすべきか否か、然るべき更新計画を作成、審議し、効率的な契約を実施すること。
- ・院内検体検査業務委託
→費用対効果、導入目的、検体検査管理加算の算定にも影響が無いことを確認した。
実施に当たっては、戦略会議、役員会議、理事会で議論の上、理事長承認を得て証跡も残してあること及び、業務委託化によるデメリットが無いことを確認した。
- ・センターの年間における随意契約件数割合
→23年度 187 件に対して 24 年度は 119 件と 68 件減少しており、努力の成果が現れている。専門性、継続性等の違いにより随意契約の率も変わってくるので、セグメント別にして年度末で集計した結果を次回報告いただく。

2) 平成 23・24 年度における随意契約の妥当性について

- ・事前提出資料により、平成24年度随意契約（平成24年12月17日契約監視委員会以降）件数延べ17件について確認した。
- ・今回の審議対象案件については、特に問題は見当たらない。
- ・随意契約理由の解釈は厳格且つ統一的行う必要があり、客観的証拠を確保する上で、当社でしか対応出来ない場合は、業者側からその旨の証明を取っておくことが必要である。

3) 平成 23・24 年度における一者応札の妥当性について

- ・事前提出資料により、平成 24 年度一者応札契約（平成 24 年 12 月 17 日契約監視委員会以降）件数延べ 10 件について確認した。
- ・今回の審議対象案件については、特に問題は見当たらない。
- ・一者応札の年度毎の契約件数を次回報告いただく。

4) 前年度から引き続き一者応札となった案件のフォローアップ

- ・該当事案無し。

5) 平成 24 年度の契約審査委員会の審議状況について

- ・ 事前提出資料により、平成 24 年 12 月 17 日契約監視委員会以降の契約審査委員会 2 回分の審議リスト延べ 41 件について確認した。
- ・ システム構築関係2案件について、一旦、契約審査委員会にかけた後に契約方法が変更となった結果が、次回以降の委員会に報告されていなかったため、適正に対応すること。
- ・ 財務管理業務委託（第8回契約審査委員会）については、委託する業務内容とその効果が分からないので、組織内で決定した経緯や業務内容、未収金管理マニュアルについて提出すること。

→後日、財務経理課長より、委託にかかる経緯、人員体制、業務内容及び今後の対応方針についての説明があった。これについて、監事からは、職員側が改善すべき事項、監事監査での未改善事項及び、現状の重点課題について改善の指摘があり、今後、委託を含めた体制を整備することで、確実に改善されることを確認した。

6) 業者支払い状況について

- ・ 平成 24 年 10 月～12 月までの支払業者別金額一覧について、上位 50 社（支払総額の 88.2%）について確認した。

7) その他

- ・ JCOG（がん集学的治療多施設共同臨床試験支援業務）にかかるNPO法人がん臨床研究機構との契約に関しては、前年度以前の業務実績状況を正確に評価したうえで、新年度の契約額を見積る必要がある。また、年度内においても業務実績を確認し変動があれば、随時契約額の変更手続きを行うこと。（契約書にその旨を記載して契約すること。）

以 上